

総合地方機関の見直し方針（案）

平成20年10月
滋賀県

市町村合併の進展に伴い市町の基礎的な行財政能力が大幅に向上し、基礎自治体としての機能を備えつつある現在、分権時代の県と市町の役割を踏まえ、県にはその役割として求められる、「基礎自治体優先の原則を踏まえて市町が処理することが適当でないものを処理する」ことへ、いわば「総合化から専門化へ」と、県の総合地方機関のあり方を見直すことが必要です。

県では新しい行政改革の方針（平成20年3月）に基づき、総合地方機関の見直しについて、平成20年6月から市町との意見交換を行いつつ、広く庁内の意見を集約し、総合地方機関のあり方について論点整理を行ってきたところですが、これらを踏まえ、以下の方針により見直しを行うこととします。

この見直しの結果、再配置できる人的資源については、危機管理や子育て支援、医療等の県民の安全と暮らしを守る重要課題の対応のために配置し、県として適切に処理できる体制づくりに努めていきます。

1 見直しの背景

（1）分権型社会における県と市町の役割分担の明確化

市町優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえ、市町は住民に身近な基礎自治体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理し、県は市町を包括する広域の自治体として広域的、専門的な行政サービスの提供を担うことが求められています。

（2）市町村合併の進展

平成13年4月の地域振興局設置当時に比較して、大幅に市町村合併が進展し、分権型社会の市町の役割を担いうる能力を備えた基礎自治体が整備されてきていることから、総合地方機関の地域の経営主体としての使命を見直していく必要があります。

一方で、人口1万人未満の町が8町存在するほか、合併新法に基づき3地域で市町合併の推進の構想があるなど、すべての市町において基礎自治体としての体制が整うまでは、県は、当面、市町への支援機能を果たしていくことが求められています。

（3）県から市町への権限の移譲

法律レベルにおいても福祉、医療保健、教育、まちづくり、事業活動規制等の分野で、県から市町へ権限を移譲することが議論されているほか、県独自で住民サービスの向上や市町の個性ある地域づくりの推進などが図れるような事務について、さらに市町に権限を移譲することも検討する必要があります。

(4) 県の組織の見直し

厳しい財政状況の中、県の果たすべき広域的、専門的機能を将来にわたり担っていくためには、人員削減に取り組み、スリムでコンパクトな体制を構築し、迅速で効率的な事務執行を徹底する必要があります。

2 見直しの考え方

1. 基本的な視点

(1) 県民の視点からの見直し

県民にわかりやすく、利用しやすい組織

危機管理事案への迅速的確な対応

県民の安全と暮らしを守る施策など、県民が求める質の高いサービスの提供

(2) 分権社会の実現に向けた見直し - 総合化から専門化へ -

市町優先の原則を踏まえた見直し

市町を包括する広域自治体として県の役割を発揮できる見直し

小規模町等への支援機能を考慮した見直し

地方分権改革推進委員会、地方制度調査会の議論を見据えた見直し

(3) スリムで効率的な組織体制に向けた見直し

行政サービスの内容、客体等を踏まえた業務の広域化

本庁・地方機関との業務分担の再整理等による効率的な業務執行

2. 見直しの進め方

(1) 機能の見直し

圏域における総合的な地域経営

基本的に市町の役割として整理

基礎自治体としての行財政能力を備えた市町の区域においては、総合的な地域経営は市町の役割であり、県は広域的課題の解決や専門性の高い行政分野での機能を担うことを基本とします。

なお、湖東地域、湖北地域については、小規模町の状況等を踏まえ、経過措置を検討します。

現地における部門間の調整

総合的な部門間の調整は本庁で、地方では主に連絡調整・情報の共有化を行う

事業執行に係る総合的な部門間の調整は、主として方針の決定権を有する本庁で行い、現地では必要な情報の収集・交換や情報共有、連絡調整を行うことを基本として、必要な調整機能を存置します。

市町の行財政運営への助言、行政サービス機能への支援

市町の行財政運営への助言

当面、県は市町の自律的な行財政運営を支援する必要がありますが、内容が高度化、専門化していることから、本庁での対応を基本とします。

市町合併支援

少なくとも合併新法の期限である平成22年3月までは、現状の支援機能を維持することとします。

市町の行政サービス機能への支援

県の専門性を活かし、職員派遣による技術指導、人材育成の支援の充実等を検討します。

危機管理機能

危機管理体制の整備

危機管理のエリアを現在よりも広域化することは、情報収集や初期対応などの面で課題があることから、現地に必要な機能を置くこととします。

また、現地における迅速かつ総合的な対応を行うため、各地域に危機管理体制を整備します。

行政サービス提供機能

行政分野ごとに最適な行政サービス体制を構築

県が提供する税務、環境、森林、健康福祉、農業、土木等の行政サービスは、現地で行う必要があります。危機管理の面からも、現地事務所としての機能を存置することを基本とします。

また、県民の視点から、わかりやすい組織体制を目指すとともに、併せて県行政の効率化、専門性向上の観点から、業務内容ごとの集中化や拠点化、サービス提供区域の見直しなど、最適な行政サービス提供体制を構築します。

(2) 組織の見直し

(1)の機能の見直しを踏まえて、今後の地方機関については、地域において必要とされる県民サービスを迅速・的確にしかも効率的に提供できる最適な体制を構築するため、現行の総合地方機関である地域振興局制度を廃止し、各行政分野ごとの課題や客体に応じた区域を所管する単独事務所に再編するとともに、新たに危機管理体制の整備を図ります。

(3) 見直しの実施

平成21年4月から見直しを実施します。

さらなる市町合併の進展により状況の変化がある場合、例えば、ひとつの市町域において複数の事務所が存在する場合などには、これを踏まえた見直しを行います。

地方分権改革推進委員会および第29次地方制度調査会の動向等を踏まえて、必要に応じた見直しを行います。

3 総合地方機関の見直し案

1. 地域振興局制度の廃止

「2 見直しの考え方」を踏まえ、県民の視点からもわかりやすく、また、県に求められる高度で専門的な行政サービスの提供ができるよう、地域振興局制度を廃止し、各行政分野ごとに単独事務所を設置します。併せて、スリムで効率的な組織体制となるように努め、定数削減に取り組みます。

2. 各行政分野ごとの組織再編

各行政分野ごとの組織再編の概要は次のとおりです。また、再編後の組織の所管する事務および区域については、別紙のとおりです。

(1) 総務部門の再編・危機管理部門の設置

【総務、防災・危機管理部門】

南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島の県下6地域に（仮称）環境・総合事務所を設置し、所管区域内の県行政にかかる総合的な実施、円滑な処理を促進するため、事務所間調整など横断的な総合調整を行います。

併せて、現在の振興局等が所管する総務出納課の事務、市町合併の支援、県民生活や商工労働等に関する事務を所管するとともに、湖東地域および湖北地域においては、小規模町への必要な支援を行います。

また、この事務所は防災・危機管理を所掌することとし、地域における災害や危機事案への迅速・的確な対応機能を強化するため、新たに（仮称）地域防災監の職を設け、所長がこの職を兼ねることとします。

災害・危機事案の発生時には、地方本部として管内関係機関等を総合的に調整し、地域で迅速・的確な対応を行うとともに、平常時においても災害・危機事案発生時の対応を常に念頭に置き、本庁防災危機管理局および管内関係機関等と連携しながら訓練等の充実を図ります。

【環境部門】

環境に関する行政課題は現地性が高く、さらに他の行政分野との連絡調整を図りながら対応する必要性が高いため、環境部門は（仮称）環境・総合事務所で所管することとします。

(2) 税務部門の再編

税務部門では、賦課徴収事務において常に公平で、かつ正確・迅速な事務処理ができるよう現在の振興局等の税務課（大津県税事務所を含む。）を（仮称）県税事務所に再編・集約します。

なお、県民サービスが低下しないよう各地域における納税者に対する行政サービス機能は存置します。

(3) 環境部門の再編

環境部門では、廃棄物処理指導、不法投棄および油流出事故等の増加、地下水・土壌汚染への対応など喫緊の課題に直面しており、今後も地球温暖化問題に対する取り組みなど新たな課題への対応が必要です。

これらの課題に、管内の関係機関と連携・調整して、迅速・的確に対応するため、現在の振興局等の環境課（高知県事務所は環境森林整備課の環境部門）は、6つの所管区域を維持した上で、（仮称）環境・総合事務所の内部組織として再編します。

（４）森林部門の再編

森林経営、森林管理は、地域、流域ごとに、林相や気象等に応じて行われているため、地域の実情に応じたサービス提供区域の設定が必要です。

しかしながら、普及啓発などのソフト事業については、拠点化、集中化することが可能であり、治山、林道など林野公共事業の現地性も踏まえながら、サービス提供区域を見直すとともに、現在の振興局等の森林整備課を（仮称）森林整備事務所に再編・集約します。

（５）健康福祉部門の再編

健康福祉部門では、昨年度見直した保健医療計画の二次保健医療圏域に基づき、現在の振興局等の地域健康福祉部を（仮称）健康福祉事務所に再編します。

八幡および木之本支所については、設置から11年が経過し、役割を終えたものとして、廃止することとしますが、その時期については合併動向等も踏まえながら検討します。

（６）農政部門の再編

農政部門においては、農政三対策の柱の一つとして取り組んでいる「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の推進等、営農部門と基盤整備部門が密接に連携しながら事業の推進を図っていくため、両部門を一体的に所管する組織体制とし、現在の振興局等の農産普及課および田園振興課を、（仮称）農業農村振興事務所に再編します。

なお、公共事業の減少等に伴い田園振興関係の組織統合を行うとともに、一部の行政事務（許認可、補助金、金融など）については提供区域の見直しを検討します。

（７）土木部門の再編

土木部門においては、現在の振興局等の建設管理部では、各種社会基盤整備事業の調査・設計、用地取得から現場施工管理、公物（道路、河川等）管理、開発・建築に伴う許認可など現地性の極めて高い事務を行っており、県民の安心安全や生活環境への関心の高まりから身近な社会資本へのきめ細やかなメンテナンスや整備ニーズも高まっており、また、水防、雪寒、事故等の対応は緊急性、迅速性が求められます。

このため、所管区域を現行どおりとして、現在の振興局等の建設管理部を（仮称）土木事務所に再編します。

また、建築確認等の事務については、集約化を図ります。

4 防災・危機管理機能の充実（再掲）

「県民の安全なくらし」の実現に向けて、地域における防災・危機管理機能をより充実します。

（仮称）環境・総合事務所において防災・危機管理を所掌することとし、地域における災害や危機事案への迅速・的確な対応機能を強化するため、新たに（仮称）地域防災監の職を設け、所長がこの職を兼ねることとします。

災害・危機事案の発生時には、地方本部として管内関係機関等を総合的に調整し、地域で迅速・的確な対応を行うとともに、平常時においても災害・危機事案発生時の対応を常に念頭に置き、本庁防災危機管理局および管内関係機関等と連携しながら訓練等の充実を図ります。

5 市町への人的支援

小規模町や市町合併後の新市町を支援し、市町と県が地域課題に共通認識を持ち対応していくため、県の専門性を活かし、市町の要請に応じて職員派遣による技術指導、市町の人材育成の視点による支援を進めます。

6 市町への権限移譲

市町への権限移譲については、「さらなる権限移譲基本計画」に基づき、市町への移譲が望ましいとされた事務について、順次市町との調整を行いながら、移譲を進めていきます。

また、地方分権改革推進委員会において、基礎自治体への県からの権限移譲について検討されているところであり、この動向等を注視しながら市町への権限移譲の検討を進めていきます。

(別紙)

再編後の地方機関の所管事務の概要(案)

環境・総合事務所

(6か所)

【総務、防災・危機管理部門】

- ・ 防災・危機対策(発生時の総合調整、平常時の計画、訓練等)
- ・ 選挙管理、情報公開、広報広聴、県民相談
- ・ 出納、会計指導・検査
- ・ 宗教法人、県民文化生活に係る事務、商工観光労働に係る事務、交通対策
- ・ 庶務、庁舎管理、各事務所間の総合調整、管内関係機関との連絡調整 など

【環境部門】

- ・ 琵琶湖の総合保全、水質汚濁防止、大気汚染防止、廃棄物行政、自然環境保全、自然公園 など

県税事務所

(4か所)

- ・ 県税の賦課、徴収、収納
- ・ 納税証明書の発行
- ・ 納税相談 など

健康福祉事務所

(6か所)

- ・ 児童福祉、障害者福祉、生活保護、介護保険、青少年健全育成
- ・ 健康づくり、難病対策、感染症対策、精神保健福祉
- ・ 医療機関等の指導
- ・ 食品衛生関係(営業許可、調理師免許など)
- ・ 公衆衛生関係(理美容、公衆浴場) など

森林整備事務所

(4か所)

- ・ 林業生産振興、保安林、林地開発等の許認可
- ・ 森林整備(林道、治山、造林)
- ・ 鳥獣保護 など

農業農村振興事務所

(6か所)

- ・ 地域農業の振興対策、環境こだわり農産物の生産振興・認証、農業生産組織の育成
- ・ 農業災害、農業制度金融
- ・ 普及指導、経営改善指導
- ・ 農業農村整備事業、土地改良、中山間対策等

土木事務所

(8か所)

- ・ 道路・河川の整備・保全・維持管理、用地買収
- ・ 道路、河川の占用許可、都市計画等の許認可
- ・ 水防、雪寒対策 など

事務所名は仮称です。